

在トロント総領事館メールマガジンVOL123

本メールは、当館への「在留届」提出者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者及び当館「メールマガジン」登録者へ配信しています。

今月の主なトピックは、以下のとおりです。

- ・日本出入国時の顔認証ゲートの本格導入
- ・ハーグ条約に関する Twitter アカウントの開設
- ・外務省最新海外安全情報

●日本出入国時の顔認証ゲートの本格導入

法務省入国管理局では成田空港、羽田空港、関西空港、中部空港及び福岡空港において、日本人の帰国手続について顔認証ゲートを運用しています。本年10月上旬からは、上記空港において、日本人の出国手続についても同ゲートの運用を順次開始する予定です。

顔認証ゲートを利用した場合、パスポートに出入国印は押されませんが、出入国印を希望される方は、顔認証ゲートを通過後、税関検査前までに、顔認証ゲート後方にいる職員または各審査場事務室に申し出てください。

詳細は以下の法務省HPを御参照ください。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00168.html

●ハーグ条約に関する Twitter アカウントの開設

外務省ハーグ条約室では、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）にかかる幅広い広報を目的に SNS を使ったハーグ条約に関する情報発信を始めました。ハーグ条約の手続等を分かりやすく解説するミニ解説などを毎週発信しておりますので、こちらもご覧ください。

<https://twitter.com/1980HaguePR?lang=ja>

●外務省最新海外安全情報

★ハリケーン・シーズンに際しての注意喚起（広域情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2018C072.html

★ポリオの発生状況（ポリオ発生国に渡航する際は、追加の予防接種をご検討ください。）（その8）（広域情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2018C135.html

以下の地域へ出張・旅行を計画されている方は、ご注意ください。

★ベリーズ：非常事態宣言発令に伴う注意喚起

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C136.html

★コンゴ民主共和国におけるエボラ出血熱の発生（その3）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcspotinfo_2018C134.html

★その他、個別の国・地域の安全情報については、外務省海外安全ホームページをご参照ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●外務省海外旅行登録「たびレジ」の登録促進について

海外旅行や海外出張される方が、「たびレジ」へ旅行日程・滞在先・連絡先を登録すると、渡航先の大使館・領事館より、渡航情報や大規模な事件・事故、テロ、自然災害等緊急時の情報提供を受けられる海外旅行登録システムです。また、被害状況によっては、現地の大使館・領事館から、緊急連絡メールが届き、安否の確認や必要な支援を受けられることができます。通常の在留地を離れての旅行や出張の際も是非ご登録ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

●カナダにおける大麻（マリファナ）の合法化についての注意喚起

本年6月21日に成立した「カナダにおける大麻に関する法律」が10月17日から施行されることに伴い、以下の点に注意願います。

- ・カナダでは、本年10月17日から、大麻（マリファナ）の所持・使用が合法化されます。
- ・一方、日本では大麻取締法において、大麻の所持・譲受（購入を含む）等については違法とされ、処罰の対象となっており、この規定は日本国内のみならず、海外において行われた場合であっても適用されることがあります。
- ・在留邦人や日本人旅行者におかれましては、これら日本の法律を遵守の上、日本国外であっても大麻に手を出さないように十分注意願います。また、大麻を含んだ食品・飲料についても同様に注意願います。

●トロントでよくあるトラブル5選

当地に在留する邦人留学生及び旅行者を中心に実際に被害が多いトラブル及びその注意点を簡潔にまとめたパンフレットを作成いたしました。読みやすい構成となっていますので、ご自身にあてはまる事項がないか等チェックください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000376181.pdf>

また、当地在留邦人向けに作成した「安全の手引き」はトラブル事案・防犯対策をより詳細に記載していますので、併せてご活用ください。

<http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/files/000332693.pdf>

●在外選挙人名簿への出国時申請

公職選挙法の一部改正を受け、2018年6月1日以降、最終住所地の市区町村の選挙管理委員会選挙人名簿に登録されている方が、当該市区町村から直接国外に転出する場合、国外転出時に、当該市区町村の選挙管理委員会に対して申請（出国時申請）を行うことができるようになりました。詳しくは以下の総務省ホームページを御参照ください。

<http://www.soumu.go.jp/senkyo/netsenkyo.html>

なお、市区町村に転出届を提出して既に住所を海外に移しており、在外選挙人名簿に登録されていない方は、出国時申請を行うことはできません。従来どおり、住所地を管轄する在外公館を通じた登録申請をお願いいたします。

●領事出張サービスのお知らせ

1. 日系文化会館（JCCC）

9月13日（木）10時から12時

10月11日（木）10時から12時

11月8日（木）10時から12時

12月13日（木）10時から12時

2. その他

ナイアガラ・フォールズ 9月25日（火）11時から14時 ラディソン・ホテル

ウォータールー／キッチンナー 11月20日（火）11時から14時 ホリディ・イン

●当館休館日のお知らせ

土曜日及び日曜日に加え、10月8日（月）、11月12日（月）は休館日です。それ以降の2018年の休館日については、以下をご参照ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/consulate.html

●当館各種イベント情報

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_en/b_000030.html

●本メールは、ご本人にとどまらず、家族内、組織内で共有いただくとともに、お知り合いの方にもお伝えいただきますようご協力のほどよろしくお願いいたします。

●緊急時の安否確認を当館から行うため在留届，帰国・転出等の届出を励行願います。

以下のURLからORR-netを通じて電子届出をして頂くか，所定の用紙をダウンロード後，FAXで416-367-9392までご送付ください。

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji-2.html

●本メールは，帰国・転出等の理由により在留届を抹消された際に配信が停止されます。たびレジ登録サイトに登録し本メールを受信されている方については，たびレジ登録期間が終了した際に配信が停止されます。配信を停止したい場合は，以下のサイトから手続きをしてください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

●在トロント日本国総領事館のメールマガジンにご登録の方で帰国・転出による配信停止をご希望の方は停止理由（(例) ●月に帰国・転出した。）を簡潔に記載の上，ryouji@to.mofa.go.jpまでご連絡願います。

●在トロント日本総領事館Facebook

当館が支援するイベントや日本に関する情報などをFacebookを通して提供しています。最新情報を分かりやすくお伝えできますので，是非フォローしてみてください。

<https://www.facebook.com/JapanConsToronto/>

●在トロント日本国総領事館ホームページ

http://www.toronto.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html